

島根県生活困窮者就労訓練事業認定要領

(趣旨)

第1 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第10条第1項の認定及び同条第3項の認定取消の手続き並びに第15条第2項の報告徴収に関し必要な事項を定める。

(認定の手続き)

第2 就労訓練事業の認定を受けようとする者は、認定を受けようとする事業所ごとに、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「則」という。）第20条に定める申請書（則様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- (2) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類
- (3) 事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類
- (4) 貸借対照表や収支計算書などの財政的基盤に関する書類
- (5) 事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類（ホームページや広報誌等）
- (6) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (7) 誓約書（様式第1号）
- (8) 非雇用型の利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料（パンフレット、保険証書の写し等）
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を行わせるものとする。

3 知事は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認める場合は、認定を行い、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式第2号）を送付することにより、認定を行った旨を通知する。

4 知事は、認定を行わない場合は、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式第3号）を送付することにより、その旨を通知する。

(変更の手続き)

第3 認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）者は、次に掲げる事項を変更しようとする場合には、あらかじめその旨を認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

- (1) 認定就労訓練事業が行われる事業所の名称
- (2) 認定就労訓練事業が行われる事業所の所在地及び連絡先
- (3) 認定就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名

- 2 認定就労訓練事業者は、認定に係る事項のうち、前項に掲げる事項以外の事項に変更があった場合は、その旨を認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式第5号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

（廃止の手続き）

- 第4 認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式第6号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（報告の徴収）

- 第5 知事は、法第15条第2項に基づく報告徴収を書面で求めるときは、報告徴収書（様式第7号）により、これを行う。

（認定の取消）

- 第6 知事は、法第10条第3項の規定に基づく認定の取消を行った場合は、認定就労訓練事業者に対し、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式第8号）により、その旨を通知する。

（認定情報の登録等）

- 第7 知事は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し（以下「登録」という。）、これを適切に管理する。認定就労訓練事業者から変更や廃止の届け出があった場合も同様とする。
- 2 知事は、自立相談支援機関があっせんを行うことができるよう認定就労訓練事業台帳に登録した情報を県内の福祉事務所設置自治体に提供する。

（その他）

- 第8 認定就労訓練事業者は、就労訓練事業の実施にあたり、則第21条に定める認定基準及び「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（平成27年3月25日社援発0325第20号厚生労働省社会・援護局長通知）を遵守すること。
- 2 認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受け、生活困窮者や生活保護受給者を受け入れることができる。

なお、生活困窮者、生活保護受給者を含め10名以上の定員を設け、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、事業者は、当該事業の開始の日から1月以内に、知事に事業開始届を提出しなければならない（社会福祉法第69条第1項）。また、事業の変更又は廃止となった場合も同様である。

知事は、認定就労訓練事業の認定を行い、又は変更届、廃止届を受理したときは、必要に応じて、その旨を、認定就労訓練事業者に伝達する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。